

浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領における
入札価格の内訳書の調査方針

浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領第 12 条の規定により調査を行う場合の判断基準を、次のとおり定める。

1 基本方針

内訳書の以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には、「低入札申込者のうちに当該工事を適正に履行ができると認められる者がいない」と判断する。また、調査に協力しない者については、「低入札申込者のうちに当該工事を適正に履行ができると認められる者がいない」として取り扱うものとする。

2 基本的判断基準

- (1) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (2) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないものであること。

3 数値的判断基準 ((1)、(2)、(3)、(4)のいずれか一つでも満たさないものがあれば失格とする。)

(1) 直接工事費

- ① 数量は、設計図書に計上の設計数量と同じであること。(ただし、建築工事の数量は、特別の理由がある場合を除き、設計図書に添付の参考内訳に計上の数量と同じであること。)
- ② 材料・製品は、設計図書に適合した品質・規格であること。
- ③ 単価は、積算根拠が適正であること。(見積りの場合には、見積りの相手方に確認すること。)
- ④ 残土処理及び産業廃棄物等の処理は設計図書等に規定する所定の場所への処分とし、所定の処分費を計上していること。
- ⑤ 労務費は、法定最低賃金を下回っていないこと。
- ⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積りとなっていないこと。
- ⑦ 直接的な経費(直接工事費+共通仮設費積上分)については、設計金額の 85%以上であること。

(2) 共通仮設費

共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）については、設計金額の70%以上であること。

(3) 現場管理費

現場管理費は、設計金額の70%以上であること。

(4) 一般管理費

一般管理費は、設計金額の30%以上であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この調査方針は、平成18年4月1日から施行する。
(数値的判断基準)
- 2 第3項の規定は、解体工事については、当分の間適用しない。
- 3 この調査方針は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この調査方針は、平成20年9月29日から施行する。
- 5 この調査方針は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この調査方針は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この調査方針は、平成27年4月1日から施行する。